

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和7年5月発行 第82号

育児・介護休業法 改正ポイントについて

この度の育児・介護休業法の改正は、男女ともに仕事と育児・介護が両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などについて段階的に改正されます。

以下に施行時期ごとの具体的な改正内容をご説明します。

令和7年4月施行の改正内容

1. 子の看護等休暇の対象拡大と継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止
 - ・対象となるお子さんの年齢を小学校3年生修了にまで拡大。（施行前は小学校就学前まで）
 - ・取得事由に入園式、卒園式、入学式などの学校行事、感染症による学級閉鎖を追加。（施行前は病気・けが、予防接種・健康診断のみ）
 - ・勤続が6か月未満の方も適用。
2. 残業免除の対象拡大
 - 残業免除の対象が小学校就学前のお子さんを養育されている方まで拡大。（施行前は3歳未満）
3. 育児休業取得状況の公表義務適用拡大
 - 育児休業取得状況の公表義務が300人超の医療機関に拡大。（施行前は1,000人超）
4. 育児のためのテレワーク導入
 - 3歳未満のお子さんを養育する方が選択できる代替措置努力義務にテレワークを追加。（施行前は始業時刻の変更等）
5. 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
 - 勤続6か月未満の方も介護休暇が取得できるように変更。
6. 介護離職防止のための雇用環境整備、個別の周知・意向確認
 - ・事業主は、介護休業等の申出が円滑に行われるように、以下の4つの措置のいずれかを講じること：①支援制度の研修、②支援に関する窓口の設置、③制度利用の事例収集と提供、④制度利用を促進する方針の周知（複数の措置を講じることが望ましい）。
 - ・介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、介護休業制度等の説明と利用の意向の確認を個別に行うこと。
 - ・介護に直面する前の早い段階（40歳等）で介護休業制度等に関する情報を提供すること。

令和7年10月施行の改正内容

1. 柔軟な働き方の実現
 - 事業主は小学校就学前までのお子さんを養育する労働者に対し、柔軟な働き方を実現するための措置を講じる義務があります。具体的には、テレワーク、短時間勤務、始業時刻等の変更、新たな休暇制度の導入、保育施設の設置運営から2つ以上の制度を選択して実施することで、フルタイムでの柔軟な働き方を実現させます。
2. 妊娠・出産時の配慮義務
 - 労働者が妊娠・出産を申し出た際とお子さんが3歳になるまでの適切な時期に、事業主は労働者との個別面談を通じて仕事と育児の両立について配慮しなければなりません。これにより、妊娠中から育児期へのスムーズな移行が図れます。

法律改正に伴う疑問点等がございましたら、高知労働局雇用環境・均等室（088-885-6041）までお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ「育児・介護休業法について」も制度の確認のためにも是非一度ご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児・介護休業法に関するお問い合わせにも高知県医療勤務環境改善支援センターは対応いたします。



高知県イメージキャラクター
「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日 8:30 ~ 17:15 まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

